

令和6年

第5回農業委員会総会議事録

令和6年5月7日（火）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（23人）

1 番	白山 一男	2 番	高原 和重
3 番	林 康弘	4 番	土佐 好廣
5 番	木下 栄作	6 番	川腰 康子
7 番	山本 康雄	8 番	田邊 秀男
10 番	島倉 忠悦	11 番	長谷 吉宗
12 番	長谷川 達夫	13 番	高橋 彰
14 番	堀 正	15 番	表 隆夫
16 番	齊田 博美	17 番	松井 正
18 番	明石 茂	20 番	炭谷 一三
21 番	坂井 吉三郎	22 番	瀧田 秀成
23 番	高越 博	24 番	山崎 善夫
25 番	北田 幹夫		

欠 席 委 員（2人）

9 番	樋上 豊	19 番	末永 久義
-----	------	------	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延

主 査 高木 淳也

副 主 幹

主 事

村下 哲也

新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後1時58分

議長（堀会長）

ただいまから、令和6年第5回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。なお、9番 樋上委員、19番 末永委員から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「10番 島倉委員」「11番 長谷委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号1番について、表委員から説明をお願いします。

表委員

議案第2号の申請番号1番について説明します。

申請者である〇〇氏は、定年退職を機に〇〇から〇〇地内にある生家にて夫婦で居住することに至りました。しかし、宅地に隣接する申請地には現在、垣入が存在しており地目は農地の状況であることが判明したものです。

申請地が農地である記憶はなく、関係者に確認したところ約50年前には既に造成されており、推測するに周辺が農地であり雨風が吹き抜けていたことから、住宅を守るため亡き父と祖父が樹木を植え防風林として利用していたと考えられます。申請者にとっては、農地との認識がなかったとはいえ、農地法等に対する理解と認識が足りなかったことに加え、転用許可を取らずに無断転用したことを関係者一同は深く反省しており、これを機に是正したいことから今回の申請に至りました。

申請者にとっては、今後も本宅とは別に防風林の必要性が非常に高く、代替可能性はありません。これまで同様に周辺に被害を及ぼさないことを誓約しており、あわせて地元関係者からも同意を得られていることから、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号2番について、田邊委員から説明をお願いします。

田邊委員

議案第2号の申請番号2番について説明します。

申請者である晃一氏は、平成15年に父である〇〇氏から生家等の宅地を相続しましたが、当時から居住地は〇〇で、生家では母親である〇〇氏が生

活していました。しかし高齢化の進展から、現在は介護施設に入所している状況で、生家の管理は〇〇氏の姉が週1回程度行っています。そうした中、財産管理を含め将来の在り方を親族で検討したところ、今回の申請地に宅地の一部が存在し、地目が農地であることが判明したものです。

〇〇氏は申請地が農地であった記憶はなく、関係者に確認したところ約70年前には既に住宅が建築されており、当時の状況を把握している父も平成15年に亡くなっています。農地との認識がなかったとは言え、農地法等に対する理解と認識が足りなかったことに加え、転用許可を取らずに無断転用したことを関係者一同深く反省しており、これを機に是正したいことから今回の申請に至りました。

申請者にとって今後も居住地は〇〇になりますが、母親の入所状況等を鑑みて生家の必要性は非常に高く、代替可能性はないものと考えます。これまで同様に生家の管理は親族で行い、周辺に被害を及ぼさないことや無断転用に十分留意することを誓約しており、あわせて地元関係者からも同意を得られていますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。よって議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号 農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第2号 射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

まず、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。
各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題と
します。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第4条の規定による届出の受理について議題としま
す。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第4号の説明） —

議長（堀会長）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和6年第5回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時55分

令和6年第5回 農業委員会総会その他協議・報告事項

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和6年6月6日（木）午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 配布資料

- ・令和6年度最適化活動の目標の設定等（様式1）
- ・令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（様式5）

- ・農業委員会視察研修案内（概要及び出欠確認）

- ・農林関係税制改正要望について

議 長

署名委員

署名委員